

新潟県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第47号

新潟県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則

新潟県屋外広告物審議会規則（昭和41年新潟県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(会議) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 <u>第2条の関係行政機関の職員から知事が任命した委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその委員の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。</u>	(会議) 第5条 (略) 2～5 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。